

第25回成田市農業委員会総会議事録

平成25年7月23日

成田市農業委員会

1. 開催日時 平成25年7月23日(火)

午後2時から午後3時5分

2. 開催場所 成田市役所 6階 中会議室

3. 定数及び現員 定数29名 現員29名

4. 出席委員 27名

議長	宍倉日出夫	15番	小貫善之
1番	仲山綾夫	16番	萩原十郎
2番	高木勲	17番	岡野政男
3番	瀧澤きみ子	18番	石井賢二
4番	石原輝夫	19番	田代實喜彌
5番	大嶋幹夫	20番	若松義幸
7番	根本喜久治	21番	土井富司
8番	櫻井浩子	22番	小嶋勲
9番	池谷正幸	24番	成毛孝
10番	岩澤貞男	25番	朝倉けい子
11番	伊藤勝	27番	加瀬雅英
12番	海保博	28番	佐藤敏郎
13番	一畑俊樹	29番	荒居和恵
14番	川崎貞男		

5. 欠席委員 2名

23番	成毛太津夫	26番	岩立隆
-----	-------	-----	-----

6. 議事日程

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成25年度第5次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	藤田久男
主幹兼振興係長	矢崎光二
農地係長	寺本直弘
主査	平山美登
主査	緒方勤

(午後2時 開会)

○議長 ただいまの出席委員は27名です。

欠席委員は、23番・成毛太津夫委員、26番・岩立隆委員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから第25回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、6月の総会以降の農業委員会事務につきましては、お手元に配布いたしました諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

次に議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、24番・成毛孝委員、25番・朝倉けい子委員の両名を指名いたします。また、書記に矢崎主幹を任命します。

それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成25年度第5次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案4件、報告4件でございます。

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 3ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

①売買でございます。4件の申請がございました。1番、香取市にお住いの譲受人が、香取市にお住いの譲渡人より、官林の畑2筆、4,486㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡

人の事由は、相手方の要望により農地を譲渡したいというもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、前林にお住いの譲受人が、官林にお住いの譲渡人が所有する官林の畑3筆、5,735㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、相手方の要望により農地を譲渡したいというもので、総会資料2ページに案内図がございます。

4ページでございます。3番、堀籠にお住いの譲受人が、佐倉市にお住いの譲渡人が所有する堀籠の畑3筆、456㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自宅に近い農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、自宅から遠く管理ができないため農地を譲渡したいというもので、総会資料3ページに案内図がございます。

4番、十余三にお住いの譲受人が、村田にお住いの譲渡人が所有する村田の田1筆、2,243㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、相手方の要望により農地を譲渡したいというもので、総会資料4ページに案内図がございます。

5ページをお開き願います。②賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。1番、堀籠にお住いの賃借人が、堀籠にお住いの賃貸人より、堀籠の田2筆、1,774㎡に賃借権を設定したいという申請でございます。賃借人の事由は、農地を借り受け農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、高齢のため農業経営の規模を縮小したいというもので、総会資料5ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に関連して、①売買について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤第4小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤第4小委員長

○小委員長 議案第1号、①売買の1番につきましては、申請地は市道伊能赤池線と市道前林新木戸線に隣接した農地で、現状は草と一部に木が生えておりました。審議の

結果、異議はございませんでした。

①売買の2番につきましては、申請地は県道佐原多古線に隣接した農地で、現状は畑として良好に管理されていまして、審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の3番につきましては、申請地、市道長堀線に隣接した農地で、現状は畑として良好に管理されていまして、審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の4番につきましては、申請地は市道浅間1号線の西側の農地で、現状は水田として良好に管理されていまして、審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に事務局より、①売買について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。
(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 ①売買の1番から4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」と「経営面積の合計が50a以上であること」については、1番、2番、4番は要件を満たしていると思われます。3番については、賃借権の設定と同時に許可を受けることにより要件を満たすことになると思われます。

それから「農作業に常時従事すること」についても、1番、2番、4番は農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしていると思われます。3番については、農作業に従事する日数が150日未満ですが、農地法関係事務に係る処理基準では、年間の農業従事日数が150日未満であっても必要な農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めると規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たしていると思われます。

また地域との調和要件ですが、1番は畑を取得しトマトを作付したいという営農計画です。2番は畑を取得し甘藷を作付したいという営農計画です。3番は畑を取得し野菜を作付したいという営農計画です。4番は田を取得し水稻を作付したいという営農計画です。いずれも周辺の農地利用への悪影響はないものと思われます。

以上のことから1番から4番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

続きまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の3番は可決されました。

続きまして、①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の4番は可決されました。

次に②賃借権の設定について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 ②賃借権の設定の1番につきましては、申請地は市道村田峯崎線の北側の農地で、現状は水田として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に事務局より、②賃借権の設定について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 ②賃借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び「経営面積の合計が50a以上であること」については、先程審議していただきました売買の3番と同時に許可を受けることにより要件を満たすことになると思われ
ます。

それから農作業に従事する日数が150日未満ですが、農地法関係事務に係る処理基準では、年間の農業従事日数が150日未満であっても必要な農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めると規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たしていると思われ
ます。また地域との調和要件ですが、田を借り受け水稻を作付したいという営農計画であり、周辺の農地利用への悪影響はないと思われ
ます。

以上のことから1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと思われ
ます。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきましてご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番を採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②賃借権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 6ページをお開き願います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。1件の申請がございました。

1番、多良貝にお住いの申請人が、多良貝の畑1筆、4,000㎡の内61㎡を農業用施設用地に転用したいという申請でございます。総会資料6ページに案内図、7ページに公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願
いいたします。

○議長 ただいまの説明に関連して、1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 議案第2号、4条の1番につきましては、申請地は主要地方道成田小見川鹿島港線の南側の畑地帯にある農地で、現況は農業用施設が建っておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に事務局より、1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 4条の1番です。農地の区分は第1種農地です。第1種農地は原則として許可をすることができないとされていますが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設であるため、許可できる例外規定に該当します。転用目的は農業用施設用地です。資力及び信用については、建築済であり問題ありません。申請の用途に供することの確実性については、既に建築済みです。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積だと思われます。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に自己所有農地がありますが、日照等に支障はないと思われます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきましてご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 7ページをお開き願います。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。

①売買でございます。7件の申請がございました。1番、名古屋にお住いの譲受人が、市原市にお住いの譲渡人が所有する大菅の畑2筆、401㎡を売買により取得し、専用住宅用地に転用したいという申請でございます。総会資料8ページに案内図、9ページに公図の写しがございます。

2番、譲受人である伊能の法人が、伊能にお住いの譲渡人が所有する伊能の畑1筆、766㎡を売買により取得し、パイプハウス展示場及び駐車場(普通6台)用地に転用したいという申請でございます。総会資料10ページに案内図、11ページに公図の写しがございます。

8ページでございます。3番から7番は、譲受人が同一法人で一つの事業でございますので、一括説明とさせていただきます。譲受人である東京都中央区銀座6丁目の法人が、馬場と山之作の田11筆、9,864㎡を譲り受け、資材置場及び駐車場(大型28台及び普通28台)用地に転用したいという申請でございます。

それでは、順にご説明いたします。

3番、譲受人である東京都中央区銀座6丁目の法人が、馬場にお住いの譲渡人3名、並木町にお住いの譲渡人1名並びに千葉市稲毛区にお住いの譲渡人1名が共有し、所有する馬場の田6筆、2,596㎡を譲り受け、資材置場及び駐車場(大型28台及び普通28台)用地に転用したいという申請でございます。

4番、譲受人である東京都中央区銀座6丁目の法人が、馬場にお住いの譲渡人が所有する馬場の田2筆、4,101㎡を譲り受け、資材置場及び駐車場(大型28台及び普通28台)用地に転用したいという申請でございます。

9ページお開きください。5番、譲受人である東京都中央区銀座6丁目の法人が、馬場にお住いの譲渡人3名と和田にお住いの譲渡人1名が共有し、所有する馬場の田1筆、2,152㎡を譲り受け、資材置場及び駐車場(大型28台及び普通28台)用地に転用したいという申請でございます。

6番、譲受人である東京都中央区銀座6丁目の法人が、香取郡多古町にお住いの譲渡人が所有する馬場の田1筆、733㎡を譲り受け、資材置場及び駐車場(大型28台及び普通28台)用地に転用したいという申請でございます。

10ページでございます。7番、譲受人である東京都中央区銀座6丁目の法人が、山之作にお住いの譲渡人が所有する山之作の田1筆、282㎡を譲り受け、資材置場及び駐車場(大型28台及び普通28台)用地に転用したいという申請でございます。総会資料12ページに案内図、13ページに公図の写しがございます。

11ページをお開き願います。②使用貸借権の設定でございます。3件の申請がご

ございました。1番、大栄十余三にお住いの借受人が、大栄十余三にお住いの貸付人より、大栄十余三の畑1筆、270㎡に使用貸借権を設定し、専用住宅用地として転用したいという申請でございます。総会資料14ページに案内図、15ページに公図の写しがございます。

2番、伊能にお住いの借受人が、伊能にお住いの貸付人より、伊能の山林(現況 畑)1筆、448㎡に使用貸借権を設定し、専用住宅用地として転用したいという申請でございます。総会資料16ページに案内図、17ページに公図の写しがございます。

3番、多良貝にお住いの借受人が、多良貝にお住いの貸付人より、多良貝の畑1筆、2,825㎡の内878㎡に使用貸借権を設定し、農業用施設(5棟)用地として転用したいという申請でございます。総会資料6ページに案内図、7ページに公図の写しがございます。

12ページでございます。③賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。1番、賃借人である花崎町の法人が、十余三にお住いの賃貸人より、十余三の畑2筆、695㎡に賃借権を設定し、駐車場(大型23台)用地として転用したいという申請でございます。総会資料18ページに案内図、19ページに公図の写しがございます。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に関連して、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 議案第3号、①売買の1番につきましては、申請地は主要地方道横芝下総線の西側の農地で、現況は耕作されておらず、草木が生えておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に事務局より、①売買の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①売買の1番です。農地の区分は農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、専用住宅(1棟)用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題と

なる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、10月2日着手、平成26年3月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、道路法は協議中です。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、隣接する宅地も同時に買い受けるため問題ありません。計画面積の妥当性については、建築面積は、専用住宅(1棟)が57.97㎡、カーポートが18.1㎡で、隣接する宅地も含む事業面積は493㎡であり、その内進入路が158㎡であるため、建築面積の22分の100以内かつ500㎡以内の申請であり、妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地はありますが、現在耕作されておらず特に支障はないと思われます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきましてご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

次に①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 ①売買の2番につきましては、申請地は国道51号線と県道郡停車場大須賀線に挟まれた農地で、現況はパイプハウスが建っておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に事務局より、①売買の2番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①売買の2番です。農地の区分は農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、パイプハウス展示場及び駐車場(普通6台)用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、8月30日着手、10月1日完了の予定です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障につ

いては、申請地の隣接地に農地はありますが、現在耕作されておらず特に支障はないと思われます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきましてご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

次に、①売買の3番から7番については、関連しておりますので、一括して審議いたします。それでは、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 ①売買の3番から7番につきましては、申請地は主要地方道成田小見川鹿島港線と東関東自動車道の間にある農地で、現況は耕作されておらず、草が生えておりました。

審議の中で、雨水の排水計画について質問があり、排水は、敷地内に設置された調整池で処理後、県及び市管理の水路を利用し取香川に流れる計画とのことでありました。なお詳細については、確認し総会で報告することになりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に事務局より、①売買の3番から7番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①売買の3番から7番です。農地の区分は農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、資材置場及び駐車場(大型28台、普通28台)用地です。資力及び信用については、残高証明書等が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、9月30日着手、平成28年8月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、残土条例については事前協議中です。森林法、都市計画法についても事前協議中です。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについて、既にほとんどの土地を取得しており、その他の土地についても所

有者から了解を得ており問題ないと思われます。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積だと思われます。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地がないため問題ありません。その他の検討事項については該当ありません。

なお、小委員会の時に質問のありました雨水処理については、調整池で流水量の調整を図ったうえで千葉県管理する水路へ排水することであり、関係部署には流量の計算資料などを提出し、協議済みとのことでございます。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきましてご意見・ご質問をお願いします。

(土井委員の挙手あり)

○議長 土井委員

○土井委員 現況は田で耕作されていないということですが、資材置場となると当然埋立てが考えられるが、山砂で埋め立てるのか、発生土でやるのか。もし発生土の場合は産業廃棄物ということも考えられるが、どのような内容か。

○事務局 ご指摘のとおり、農地以外を含めた全面積は6町5反程になりますが、そのうちの農地が関係しない半分弱については、既に環境対策課の許可を得て埋立てが行われております。今回の農地を含む残りの部分について埋立て、一部を調整池とする新たな申請があがっており、環境対策課の許可を得て埋立てが行なわれることとなります。

○土井委員 今回の申請に関して、埋立ての許可は出ているのですか。

○事務局 埋立ての許可については、転用許可と同時進行となります。今回の申請に伴う農地法の許可は県になりますので、市の環境対策課と連絡を取りながら、同時に許可が出るようになります。

(仲山委員の挙手あり)

○議長 仲山委員

○仲山委員 今の説明の中から、この会社が何をやろうとしているのか判らない。何をする会社なのか。

○事務局 申請をしている会社は、土木作業等をしている会社ではなく、主に不動産の売買や会社の経営に関するコンサルティング等をしている会社であります。関連会社が成田の近隣で受ける公共事業で使う場所として転用したいとのこと。また、成田の近隣で公共事業を請け負う業者が資材置場として使用したい場合は、貸し出す予定であるとの話です。

○**仲山委員** この会社自体はそういう仕事をやっていないが、関連会社でやるということだが、関連会社は何をやっているのか。

○**事務局** 関連会社は、主に土木関係の事業を行っている会社で、空港関連や土木関係の公共事業や物流関係などの仕事をしている会社と聞いています。

○**仲山委員** 資本関係は、全く別な会社ですか。

○**事務局** 社長は同一人物ですが、資本関係は別になっています。

○**仲山委員** 別の会社のために駐車場や資材置場としたいというのが解せない。他の会社のためにこれだけの規模のものを用意する必要があるのか、懸念がある。

○**事務局** 事務局でも相談があった時点で同様の懸念があり、県の担当者と相談しながら事務を進めた中で、今回は関連会社であります。特定の会社等から具体的な要望がある場合には、転用の可能性があるということで今回受け付けいたしました。また、ここを利用したいという会社からの要望書もいただいております。

○**仲山委員** 別の法人なのにここまで投資する必要があるのか、理解できない。関連会社とはいえ、広大な土地を買って、投資しなければいけないのか。それだけのメリットがあるのだろうか。

○**事務局** もう一つの事情として、別の会社が所有していた土地を今回申請の会社が吸収合併により取得し、事業用地の殆どを所有している状況と、事業を行う資金力を持っていたのが今回の会社であったということは考えられます。

○**仲山委員** なぜ、前からこれだけの土地を所有していたのか。

○**事務局** なぜ、多くの土地を所有していたかは把握できません。

(土井委員の挙手あり)

○**議長** 土井委員

○**土井委員** 埋立ては、自社地の土砂ですか。別の業者が搬入するのですか。

○**事務局** 埋立ては、自社ではなく別の会社が行なう計画になっています。埋立て事業の中で必要な添付書類では、土量が多いので一つの企業ではなく、6社がそれぞれ期間を限定して搬入する計画となっています。

○**土井委員** 捨場となれば、当然利益が考えられる。1台いくらかお金を取っていたら、相当な金額になりますね。

○**事務局** 転用許可申請の場合は、自社で確保している資金が事業費を上回っているかで判断しますので、少なくとも土砂搬入で得た利益をもって事業費に充てる形ではありません。土砂を受け入れて代金が発生することは考えられますが、埋立てについては、農地法より埋立て関係の部門で厳しい条件が付くものと思われます。

○**土井委員** 一番怖いのは、産業廃棄物を混ぜて埋め立てられることで、以前、我々の地域であったものですから確認しました。

○**議長** その他ございませんか。

(なしの声あり)

○**議長** なしの声がございましたので、①売買の3番から7番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○**議長** 挙手多数でございます。よって、①売買の3番から7番は可決されました。

次に②使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○**議長** 伊藤小委員長

○**小委員長** ②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は大栄十余三集落の中心にある農地で、現況は畑として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○**議長** 続きまして事務局より、②使用貸借権の設定の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○**議長** 緒方主査

○**緒方主査** 5条②使用貸借権の設定の1番です。農地の区分は第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設であるため、許可できる例外規定に該当します。転用目的は専用住宅(1棟)用地です。資力及び信用については、残高証明書及び融資証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、10月1日着手、平成26年3月31日完了の予定です。計画面積の妥当性については、建築面積は、専用住宅(1棟)が73.7㎡で、申請面積は270㎡であり、建築面積の2/2分の100以内かつ500㎡以内の申請であり、妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地はありますが、日照等に問題はないと思われれます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○**議長** ただいまの報告及び説明につきましてご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②使用貸借権の設定の1番は可決されました。次に、②使用貸借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の2番につきましては、申請地は山林と住宅に囲まれた農地で、現況は畑として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、②使用貸借権の設定の2番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条②使用貸借権の設定の2番です。農地の区分は農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は専用住宅(1棟)用地です。資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、9月15日着手、平成26年3月31日完了の予定です。計画面積の妥当性については、建築面積は専用住宅(1棟)が84㎡で、申請面積は448㎡であり、その内68㎡は進入路であるため、建築面積の22分の100以内かつ500㎡以内の申請であり、妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、申請地の東側に農地はありますが、日照等に問題はないと思われまます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきましてご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②使用貸借権の設定の2番は可決されました。

次に②使用貸借権の設定の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の3番につきましては、申請地は主要地方道成田小見川鹿島港線の南側の畑地帯にある農地で、現況は一部に農業用施設が建っておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、②使用貸借権の設定の3番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条②使用貸借権の設定の3番です。農地の区分は第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設であるため、許可できる例外規定に該当します。転用目的は、農業用施設(5棟)用地です。資力及び信用については、残高証明書及び融資見込証明書が添付されており問題ありません。申請の用途に供することの確実性については、9月1日着手、11月30日完了の予定です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積だと思われます。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に自己所有農地がありますが、日照等に支障はないと思われます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきましてご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の3番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②使用貸借権の設定の3番は可決されました。

次に③賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 ③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は国道51号線に隣接した農地で、現況は砂利が敷いてありました。審議の結果、異議はございませんでした。

以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、③賃借権の設定の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条③賃借権の設定の1番です。農地の区分は農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は駐車場(大型23台)用地です。資力及び信用については、普通預金通帳の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、9月10日着手、10月31日完了の予定です。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについて、すでに借り受けており問題ありません。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積だと思われます。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地は無く問題はないと思われます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきましてご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員(挙手多数)でございます。よって、③賃借権の設定の1番は可決されました。以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に議案第4号、平成25年度第5次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 13ページをお開き願います。議案第4号、平成25年度第5次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長から、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、14ページのとおり、平成25年度第5次農用地利用集積計画(案)についての協議がありましたので提出いたします。計画の概略につきまして、15ページからの総括表によりご説明申し上げます。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表(案)は、17ページから18ページをご覧ください。

15ページをお開き願います。1-1利用権設定でございます。賃借権の設定でございます。契約期間3年のものが6,000㎡、2筆、1件で、詳細は17ページの成田市農用地利用集積計画一覧表(案)の1番でございます。同じく契約期間6年のものが1,050㎡、1筆、1件で、詳細は17ページの2番でございます。同じく契約期間10年のものが4,002㎡、3筆、2件で、詳細は17ページの3番と4番でございます。合計の契約面積は、11,052㎡、田2筆、1件、2,802㎡、畑4筆、3件、8,250㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積6,000㎡、畑2筆、1件、6,000㎡、再設定が契約面積5,052㎡、田2筆、1件、2,802㎡、畑2筆、2件、2,250㎡でございます。

16ページでございます。1-2利用権設定(転貸)でございます。農地利用集積円滑化団体であります、公益財団法人成田市農業センター及びかとり農業協同組合が借り受けた農地を貸付するものでございます。賃借権の設定でございます。契約期間3年のものが6,000㎡、2筆、1件で、詳細は18ページの成田市農用地利用集積計画一覧表(案)の1番でございます。同じく契約期間6年のものが1,050㎡、1筆、1件で、詳細は18ページの2番でございます。同じく契約期間10年のものが1,200㎡、1筆、1件で、詳細は18ページの3番でございます。合計の契約面積は、8,250㎡、畑4筆、3件、8,250㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積6,000㎡、畑2筆、1件、6,000㎡、再設定が契約面積2,250㎡、畑2筆、2件、2,250㎡でございます。

以上で議案第4号、平成25年度第5次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 議案第4号、平成25年度第5次農用地利用集積計画の決定につきましては、審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきましてご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、平成25年度第5次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号、平成25年度第5次農用地利用集積計画の決定については、可決されました。以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 19ページをお開き願います。報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告いたします。

20ページから22ページでございます。①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。6件の届出がございました。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。書類を受理し専決処分をいたしました。

23ページをお開き願います。②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。2件の届出がございました。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し専決処分をいたしました。

24ページから25ページでございます。③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。8件の届出がございました。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し専決処分をいたしました。

26ページでございます。④転用事実確認証明でございます。4条で1件、5条で1件の証明願がございました。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 報告第1号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

ます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきましてご意見・ご質問をお願いします。
(発言なし)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に報告第2号、農地法第4条の規定による許可処分の取消願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 27ページお開き願います。報告第2号、農地法第4条の規定による許可処分の取消願でございます。

1件の取消願がございました。1番は、和田にお住いの申請人により、和田の畑2筆、179㎡を、太陽光発電施設用地に転用をしたいという申請が平成25年3月にあり、平成25年3月22日開催の第21回農業委員会総会で審議を行い許可相当として可決、そして県に進達をし、同年4月15日に県の許可処分を受けましたが、その後、計画が変更となり自宅敷地内に太陽光発電施設を建設することとなったため許可処分を取り消したいという願でございます。

以上で報告第2号、農地法第4条の規定による許可申請の取消願について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。
(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 報告第2号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきましてご意見・ご質問をお願いします。
(発言なし)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に報告第3号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 28ページでございます。報告第3号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願でございます。

1件の取下願がございました。1番は、借受人である北須賀区より、北須賀の畑(現況田)1筆、1,041㎡の内6.84㎡を、ゴミ集積場用地に転用をしたいという申請が平成25年6月にあり、平成25年6月25日開催の第24回農業委員会総会で審議を行い許可相当として可決、そして県に進達をしましたが、その後、計画が変更となり今まで使用していたゴミ集積場を再整備して使用することとなったため許可申請を取下げしたいという願でございます。

以上で報告第3号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 報告第3号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきましてご意見・ご質問をお願いします。

(発言なし)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 29ページと30ページでございます。報告第4号、農地等の現況に関する照会について、でございます。

①法務局の照会分でございます。千葉地方法務局香取支局より3件、成田出張所より8件、農地等の現況に関する照会がございました。農業委員が現地調査を行った結果、報告第4号記載内容のとおり回答いたしましたので報告いたします。

以上で報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 報告第4号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきましてご意見・ご質問をお願いします。
(発言なし)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。これをもちまして、第25回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時5分 閉会)